

# 医業経営情報

## NO. 81 病医院の消費税損税問題と、当面の対処策

病医院は消費税を損している、いわゆる消費税損税問題をご存じでしょうか？

消費税損税問題は医師会でも話題に上がっているので聞いたことがある方は多いと思いますが、実際にどのくらい年間で損をしているか知っている方は少ないと思います。

消費税損税の金額は、年収約2億円のクリニックで年間400万円～500万円、年収約15億円の病院で年間2,000万円～3,000万円、年収約25億円の病院で年間5,000万円～6,000万円です。

年間にこれだけ損をしているとわかると消費税損税問題がぐっと身近に感じられるのではないのでしょうか？

### 消費税損税問題とは

現在、保険診療は消費税の非課税取引となっており、病医院は患者から保険診療に対する消費税を受け取っていません。

一方で医薬品費の仕入、建物や医療機器などの設備投資及び家賃などの経費については消費税を支払っています。

通常、設備投資や経費に対して支払った消費税は、売上に対して受け取った消費税から控除することができますので、一般的な会社は実質的に消費税を負担しておらず、消費税を支払い損していません。(図表1参照)

図表1 「一般的な会社での消費税の仕組み」

売上	5,000万円
売上に対して受け取った消費税	250万円 ①
収入合計	5,250万円 A

仕入	3,000万円
仕入に対して支払った消費税	150万円 ②
支出合計	3,150万円 B

税務署に納付する消費税 (①-②)	100万円 C
-------------------	---------

会社の収支  $A - B - C = 2,000$ 万円

※消費税を受け取りも支払いもしない場合の会社の収支  
 $5,000$ 万円 -  $3,000$ 万円 =  $2,000$ 万円

-----  
どちらも収支金額は同じ

税務署に納付する消費税は、課税売上について受け取った消費税から、課税売上に対

応する仕入、設備投資及び経費に対して支払った消費税を控除して計算します。

上図の場合、3,000万円の仕入は全て課税売上である5,000万円に対応するものなので、税務署に納付する消費税の計算の際に3,000万円に対して支払った消費税（150万円）を差し引くことができます。

ところが、病医院の場合は一般の会社のようにいきません。

理由は保険診療は非課税取引なので課税売上に該当しないからです。

そのため、保険診療に対応する仕入、設備投資及び経費に対する消費税は控除できず、消費税は病院の負担となっており、消費税を支払い損しています。（図表2参照）

図表2 「病院での消費税の仕組み」

売上（保険診療）	5,000万円
売上に対して受け取った消費税	なし
収入合計	5,000万円 D

仕入	3,000万円
仕入に対して支払った消費税	150万円
支出合計	3,150万円 E

税務署に納付する消費税	なし	消費税の納税義務無し
-------------	----	------------

病院の収支  $D - E = 1,850$ 万円

※消費税を受け取りも支払いもしない場合の病院の収支  
 $5,000$ 万円  $- 3,000$ 万円  $= 2,000$ 万円

----- 仕入に対する消費税を支払い損している

図表2では説明しやすいように消費税の納税義務無しと書きましたが、消費税納税義務者は基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者となっており、多くの病医院が消費税を納税する義務がある課税事業者となっています。病医院でも予防接種や健康診断、保険外診療などの自由診療、室料差額収入、売店の売上、自動販売機の収入、文書料などの雑収入は課税売上に該当するからです。

課税売上と非課税売上が混同する場合は、仕入、設備投資及び経費に対する消費税は課税売上割合を乗じた分しか控除することができません。

課税売上割合とは全収入のうち課税売上が占める割合をいいますので、病医院の場合は非課税売上である保険診療が収入の大半を占めており、課税売上割合はどうしても低くなります。

つまり、病医院は課税事業者となっても仕入、設備投資及び経費に対する消費税の控除はわずかしか受けられないので、消費税を支払い損しています。

もし、今後消費税率が上がることになれば、病医院は消費税損税の負担がさら増え死活問題となりますので、日本医師会などは国に対して保険診療に対する消費税の非課税制度をゼロ税率か軽減税率に改正するよう要望しています。

## ゼロ税率または軽減税率とは

日本医師会などが国に対して要望しているゼロ税率または軽減税率がもし実現できると病院の消費税損税問題は解決できます。

ゼロ税率とは課税売上に該当するが消費税率は0%とすることをいい、ゼロ税率の場合は患者の負担は現在と全く変わりません。

ゼロ税率が現在の非課税取引と大きく異なる点は、保険診療が課税売上に該当する点です。保険診療が課税売上に該当すれば病医院の収入のほとんどが課税売上となるので、仕入、設備投資及び経費に対する消費税を一般的な会社のように全額控除できるようになります。

軽減税率とは文字通り消費税率を特別に軽減することをいいます。消費税率は一律5%ですが、保険診療だけは1%にするといった具合です。

軽減税率の場合は患者の負担が消費税率だけ増えます。いくら増えるのかは軽減税率が何%になるのかで変わります。

病医院側としてはゼロ税率の方が患者の負担も増えないし窓口での徴収事務も煩わしくないのが軽減税率より好ましいですが、国（財務省）はゼロ税率に反対しています。

ゼロ税率または軽減税率になった場合、図表3のように仕入、設備投資及び経費に対する消費税を税務署から還付されます。

図表3 「ゼロ税率または軽減税率になった場合のシミュレーション」

	非課税の場合	ゼロ課税の場合	軽減税率の場合
売上（保険診療）	5,000万円	5,000万円	5,000万円
売上に対して受け取った消費税	なし	0万円	50万円
収入合計	5,000万円	5,000万円	5,050万円
仕入	3,000万円	3,000万円	3,000万円
仕入に対して支払った消費税	150万円	150万円	150万円
支出合計	3,150万円	3,150万円	3,150万円
税務署から還付される消費税	なし	150万円	100万円
消費税を支払い損する金額	150万円	0円	0円

※軽減税率は1%と仮定して計算しています。

## ゼロ税率または軽減税率は実現されるのか

ゼロ税率または軽減税率が実現されると病医院が仕入、設備投資及び経費に対して支払った消費税は税務署から還付されるので、消費税損税問題は解決されますが、問題はゼロ税率または軽減税率が実現するかどうかです。

財務省は今まで保険診療を非課税取引からゼロ税率または軽減税率に変更することに否定的な態度をとっており、特にゼロ税率については明確に反対を表明しています。

そもそも保険診療が非課税取引になったのは平成元年の消費税導入時に旧厚生省、旧大蔵省及び日本医師会との話し合いで決めたのであり、財務省としてはその話し合いの時に非課税取引について説明をしており、保険診療を非課税取引にすれば損税問題が発生するのは事前にわかっており、今更損税問題云々と言いだすこと自体がおかしいと考えているようです。

もう一方の話し合いの当事者であった厚生労働省（旧厚生省）は消費税導入時と消費税率が5%に増えた時に、それぞれ消費税分を診療報酬に反映させているという見解をとっています。

これに対し病院側は消費税導入時は診療報酬の上乗せがあったことは認めるが、その後の算定方法の変更や単価の引き下げにより、診療報酬に消費税分が反映しているとは到底実感できないと反発しています。

そして財務省は診療報酬に消費税分が反映されているかどうかは診療報酬制度の問題であり、財務省は関係ないという立場を主張し続けており、病医院の消費税損税問題は暗礁に乗り上げています。

日本医師会も平成17年度より毎年国に対して「ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること」を要望し続けていますが、未だ実現に至っていません。

しかし、全く実現の可能性がない訳ではありません。

財務省の研究機関である財務総合政策研究所で、平成20年12月より「持続可能な医療サービスと制度基盤に関する研究会」が開催されています。この研究会で病院経営が抱える諸問題として消費税損税問題も取り上げられており、近い将来にゼロ税率または軽減税率の必要性が認められる可能性があります。

## 消費税損税の負担を少しでも軽減する方法

ゼロ税率または軽減税率の実現の可能性があるが、現時点で財務省の研究機関である財務総合政策研究所で取り上げられているに過ぎず、実現にはまだまだ時間がかかりそうです。

そこでゼロ税率または軽減税率が実現されるまでの間、消費税損税の負担を少しでも軽減できる方法を2つご紹介します。

## ①個別対応方式による消費税納税額の軽減

消費税の申告には一般課税と簡易課税があります。

簡易課税は一定のみなし仕入率を用いて納税額を計算するため、病医院は簡易課税を選択した方が基本的には納税額が少なくなります。

ただし、簡易課税で申告できるのは基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者のみなので、売店や食堂がある病医院では一般課税で申告せざるを得ません。

しかし、一般課税の場合でも納税額を減らすことはできます。

一般課税の計算方法には個別対応方式と一括比例配分方式があります。(図表4)

**図表4 「一般課税の計算方法」** 国税庁の「消費税のあらまし」より抜粋

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを、次のように区分します。			
(a) 個別対応方式	イ 課税売上げにのみ対応するもの	↑ 課税売上割合 であん分 ↓	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	ハ イとロの両方に共通するもの		控除できない消費税額
	ロ 非課税売上げにのみ対応するもの		
次の算式により計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。			
$\text{仕入控除税額} = \text{イの消費税額} + (\text{ハの消費税額} \times \text{課税売上割合})$			
なお、税務署長の承認を受けたときは、「課税売上割合」に代えて「課税売上割合に準ずる割合」により、仕入控除税額を計算することができます。			
課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額が、左ページの図のイ、ロ、ハのように区分されていない場合、又は区分されていてもこの方式を選択する場合に適用します。			
(b) 一括比例配分方式	課税仕入れ等に係る消費税額	↑ 課税売上割合 であん分 ↓	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額		控除できない消費税額
次の算式により計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。			
$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合}$			
なお、一括比例配分方式により課税仕入れ等の税額の計算を行っている事業者は、課税売上割合に準ずる割合を適用できません。			

消費税を一般課税で申告をしている病医院の多くは一括比例配分方式で計算しているようですが、次ページの図表5のように個別対応方式で計算した方が納税額が減るケースがあります。納税額を減らすことで消費税損税の負担を軽減できます。

### 図表5 「計算方法の違いによる納税額の差」

前提条件・保険診療収入	76,500万円	(非課税売上高)
・自費診療収入	10,500万円	(税込課税売上高)
(予防接種・健診・室料差額・文書料・保険外診療等)		
・売店等の収入	3,675万円	(税込課税売上高)
(売店売上・おむつ代・自販機収入等)		
・課税売上割合	15%	
・仕入及び経費の金額	31,500万円	(税込課税仕入高)
うち売店等の仕入額	3,150万円	(税込課税仕入高)

#### ①一括比例配分方式により計算した場合

イ. 課税売上に対する消費税

$$(10,500万円 + 3,675万円) \times 5/105 = 6,750,000円$$

ロ. 仕入税額控除額  $31,500万円 \times 5/105 \times 15\% = 2,250,000円$

ハ. 納付税額 イーロ = 4,500,000円

#### ②個別対応方式により計算した場合

イ. 課税売上に対する消費税

$$(10,500万円 + 3,675万円) \times 5/105 = 6,750,000円$$

ロ. 仕入税額控除額

(A) 課税売上にのみ対応するもの

$$\text{売店等の仕入額} 3,150万円 \times 5/105 = 1,500,000円$$

(B) 課税売上と非課税売上に共通するもの

$$(31,500万円 - 3,150万円) \times 5/105 \times 15\% = 2,025,000円$$

(C) 非課税売上にのみ対応するもの

なし

※ 医薬品の仕入等は保険診療でも自費診療でも同一の医薬品や検査薬、医療消耗品を使用することがありますし、これらの仕入等を保険診療分と自費診療分に明確に区分することは実務上困難なので、医薬品の仕入等は課税売上と非課税売上に共通するものに区分するのが一般的です。

(D) (A) + (B) + (C) = 3,525,000円

ハ. 納付税額 イーロ = 3,225,000円

【結果】 個別対応方式により計算した方が1,275,000円も納付税額が少ない。

## ②税抜経理処理で利益を少なくする

消費税の会計処理には税込経理方式と税抜経理方式の2つがあります。

どちらの経理方式で会計処理しても消費税の納税額自体は変わりません。

しかし、法人税または所得税の課税標準額となる利益は次ページの図表6のように会計処理の方法で変わってきます。

図表6 「消費税の経理方式による利益の差」

	税込経理方式	税抜経理方式
税込10,500,000円の自費診療収入の会計処理	自費診療収入 10,500,000円①	自費診療収入 10,000,000円 仮受消費税 500,000円④
税込3,150,000円の薬品仕入の会計処理	医薬品費 3,150,000円②	医薬品費 3,000,000円 仮払消費税 150,000円⑤
税込5,250,000円の医療機器購入の会計処理	医療機器 5,250,000円③	医療機器 5,000,000円 仮払消費税 250,000円⑥
納付する消費税額	I 課税売上高に対する消費税 ①×5/105=500,000円 II 課税仕入高に対する消費税 (②+③)×5/105=400,000円 III 差引納付税額 I - II =100,000円	I 課税売上高に対する消費税 ④=500,000円 II 課税仕入高に対する消費税 ⑤+⑥=400,000円 III 差引納付税額 I - II =100,000円
資産計上した医療機器の減価償却費の計算 (償却率は定率法・耐用年数5年のものを使用)	5,250,000円×0.500 =2,625,000円	5,000,000円×0.500 =2,500,000円
課税所得金額(利益)の計算	自費診療収入 10,500,000円 医薬品費 △3,150,000円 減価償却費 △2,625,000円 租税公課 △100,000円 <u>利益 4,625,000円</u>	自費診療収入 10,000,000円 医薬品費 △3,000,000円 減価償却費 △2,500,000円 <u>利益 4,500,000円</u>

図表6のケースでは税抜経理方式の方が125,000円課税所得金額が少なくなりますので、実効税率30%で計算すると37,500円の納税額の差が生じます。

税抜経理方式の方が利益が少ない理由は減価償却資産の計上金額にあります。

税込経理方式の場合は消費税を含めた5,250,000円を減価償却資産として計上しなければならず、その減価償却資産の耐用年数の期間にわたって消費税分の250,000円を費用化するので、税抜経理方式に比べると費用化に長い年月を必要とします。

上記の例では課税所得金額の差はわずか125,000円ですが、数億円もする建物のような減価償却資産を取得した時は、何百万円単位で納税額に差が出てきます。

納税額を減らすことで消費税損税の負担を軽減できます。

平成21年6月11日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹